

授業科目名	労働法実務 Labor Law and Practice
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	月曜日・5時限
単位数	2単位
担当教員名	新屋敷恵美子 (Shinyashiki Emiko)
授業の目的	本講義では、労働法の基礎知識・基礎理論を踏まえた発展的な内容として、判例法理の正確な理解・習得を目的とする。本講義では、単に最高裁判例のエッセンスを理解するだけでなく、その判例が前提とした事実関係及び原審の判断などと比較しながら、基本判例の意義と問題点・射程について学習する。さらに、最高裁判例がその後の下級審判決の中でどのように展開されているかについても考察する。
履修条件	原則として「労働と法」の講義を受講していること。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>毎回、各回の項目に関し重要な判例を幾つか取り上げ、受講者と共に、事実や判旨を確認していく。さらに、今後実務上問題となりうる点についても可能な限り判例を題材に検討していく。なお、項目によっては、必ずしも最高裁判決に限定せず、下級審の判決でも、重要なものについては取り扱う。また、関連する判例や最新判例についても、適宜、紹介し、検討を行う。</p>
	Labor Law and Practice
授業計画	<p>第1回 労働法上の労働者概念等に関する判例  第2回 労働契約の成立に関する判例  第3回 平等原則に関する判例(性別・パート・有期・派遣)  第4回 労働契約と就業規則(契約内容の設定・変更)に関する判例  第5回 労働契約と労働協約(契約内容の設定・変更)に関する判例  第6回 賃金に関する判例  第7回 労働時間に関する判例  第8回 休暇・休業・安全衛生に関する判例  第9回 人事異動に関する判例  第10回 懲戒に関する判例  第11回 解雇に関する判例  第12回 労働組合とその活動に関する判例  第13回 団体交渉に関する判例  第14回 団体行動に関する判例  第15回 不当労働行為に関する判例</p>
授業の進め方	各回につき事前に指定する労働判例(TKC法科大学院教育研究支援システム(e-learning)等で知らせる)の事前学習を前提に、講義では、判例の内容を教員と受講生とでやり取りをしつつ確認していく(労働と法で学習した知識の具体的な紛争局面における定着と深化を目的とする)。その後、時間が許す限り、具体的な紛争を想定して、教員と受講生とで対話しつつ、法的解決の道筋を考えていく(判例に関する知識の応用を目的とする)。

教科書及び参考図書等	<p>テキストは指定しないが、下記の通り参考書を示す。</p> <p>『判例労働法入門(第5版)』野田進・柳澤武・山下昇 有斐閣 2017年</p> <p>『労働法の世界(第12版)』野田進他有斐閣2017年</p> <p>『労働法』菅野和夫・弘文堂2016年</p> <p>『労働判例百選(第9版)』村中孝史・荒木尚志編 有斐閣</p> <p>『ケースブック労働法(第4版)』荒木尚志・島田陽一・土田道夫ほか 有斐閣</p> <p>『ケースブック労働法(第8版)』菅野和夫・土田道夫・山川隆一・大内伸哉 有斐閣</p> <p>『新版労働法重要判例を読むI・II』唐津博・和田肇・矢野昌浩 日本評論社</p> <p>資料:毎回、事前にレジюме(講義の主な内容・質問事項と関連する裁判例)を配布する。</p>
試験・成績評価等	<p>受講者の人数にもよるが、各回にレポートを課し、授業における参加や理解の程度も含めて、評価の60パーセントを行う予定である。期末試験で40パーセントの評価を行う。</p>
事前学習	<p>受講者は、必ず各回の受講前に、該当部分の教科書・解説書を通読し、労働法の基礎知識についてしっかり理解しておくこと(発展科目の為、講義で判例を多く扱うが、基礎が疎かになると、効率的な学習ができない。)。また、事例問題、判例集を事前にアップするので、事実と判旨をしっかり読んでくること。</p>
課題レポート等	<p>各回で課す。</p>
オフィスアワー	<p>授業終了後に質問を受け付ける。それ以外の時間帯については、メールで連絡すること。</p>
その他	